

喜多方綾金工業団地分譲募集要領

喜多方市では、喜多方綾金工業団地について、下記のとおり分譲希望者を募集しております。

1 分譲地の概要

- (1) 名称 喜多方綾金工業団地
- (2) 場所 喜多方市豊川町米室字古開地内
- (3) 区画及び面積、単価（位置については別添地図を参照）

区画番号	分譲面積		単価	分譲価格
①	平地	4,982.70㎡	6,634円/㎡	33,055,231円
	法面	340.98㎡	3,317円/㎡	1,131,030円
	区画計	5,323.68㎡		34,186,261円
③	平地	17,311.94㎡	6,634円/㎡	114,847,409円
	法面	— ㎡	— 円/㎡	— 円
	区画計	17,311.94㎡		114,847,409円
④	平地	14,930.51㎡	6,634円/㎡	99,049,003円
	法面	1,014.31㎡	3,317円/㎡	3,364,466円
	区画計	15,944.82㎡		102,413,469円

※区画は要望に応じ分割は可能ですが、最低分譲面積は3,000㎡となり、付随する法面も一括での分譲となります。

※区画分割を希望する場合は、事前にご相談ください。

- (4) 用途指定 無指定
建ぺい率60% 容積率200%
- (5) 道 路 幹線道路幅員12m 区画内道路幅員 9 m
- (6) 用 水 上水道（井戸の掘削により、地下水の利用も可能です）
- (7) 排 水 工場内排水：単独処理後側溝へ排水、濁川A水域へ
※企業内生活排水等以外の工場排水は、排水量により専用排水管敷設が必要な場合があります。詳しくはご相談ください。
- (8) 雨 水 道路排水溝へ放流

2 分譲の対象者

譲受人となることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者であること。

- (1) 分譲用地において、製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、情報処理・提供サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設等、または、試験研究・開発施設を設置する者
- (2) 分譲用地の取得、施設の建設及び事業の運営等に必要な資力、能力、信用を有している者
- (3) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団ではない又は同条第2号に規定する暴力団員が役員ではない者、若しくは暴力団と密接な関係がない者
- (4) 租税の滞納がない者

3 分譲の条件

- (1) 所有権移転登記後3年以内に施設等の操業を開始すること。
- (2) 所有権移転登記後5年間は、喜多方市の承認を得ないで所有権の移転等を行わないこと。
使用者が異なる場合は、使用者及び事業内容を喜多方市の承認を得ないで5年間変更しないこと。
- (3) 各種環境基準等に適合しない騒音、振動、悪臭等の発生するおそれがない、または、十分な対策により基準値以下を維持すること。
- (4) 喜多方市と協定を締結すること。

4 申込手続

(1) 受付

随時受け付け

(2) 受付場所

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

喜多方市産業部商工観光課企業立地・企業支援推進班（市役所2階）

電話0241-24-5247

※持参提出をお願いします。（郵送での受付は不可）

(3) 提出書類

- ①喜多方綾金工業団地分譲申込書（様式1）
- ②定款の写し
- ③法人登記に係る履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- ④法人の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- ⑤直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）
- ⑥直近の有価証券報告書（上場企業）又は法人税申告書の写し（非上場業）
- ⑦直近の国税・都道府県税・市税の滞納が無い旨の証明
- ⑧会社案内概要及び製品等の参考になる資料
- ⑨暴力団及び暴力団員に該当しない旨の誓約書（様式2）

※使用企業と申込者が異なる場合は、使用する企業の②、③、⑨の書類とともに⑩使用を約することを証明する書類を提出してください。

※①「喜多方綾金工業団地分譲申込書」と⑨「暴力団及び暴力団員に該当しない旨の誓約書」については商工観光課企業立地・企業支援推進班に備え付けのもの又は喜多方市ホームページよりダウンロードしたものをご利用ください。

5 分譲の決定

申込みを受理した後、提出書類に基づき市が審査し譲受人を決定します。なお、同一区画に申込みが重複した場合は選考又は調査を行い決定します。結果については申込者へ直接お知らせします。

6 土地売買契約の締結

(1) 契約

譲受人決定後、市が指定する日までに土地売買契約を締結していただきます。契約に必要な収入印紙代等の諸費用は譲受人の負担となります。

(2) 譲受人決定の無効

譲受人の決定後、期限までに契約を締結しない場合、譲受人決定は無効となります。

7 譲渡代金の支払方法

(1) 支払期限

契約の締結までに分譲価格の10分の1以上の額を納付していただきます。残金については、指定期日までに完納していただきます。

(2) 支払いの遅延

譲渡代金の支払いに遅延があった場合は、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、譲渡代金の額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息をお支払いいただきます。

(3) 精算

分譲地の地積は、出来形測量、分筆測量等の結果、変更を生じることがあります。変更が生じた場合、市と譲受人の間で、増減した地積に売買単価を乗じた額で精算します。

8 土地の引渡し及び所有権移転登記

譲渡代金の完納後（支払いの遅延があった場合は、遅延利息の支払いも含む）速やかに土地を引き渡し、市において所有権移転登記を行います。なお、所有権移転に要する費用は譲受人に負担していただきます。

9 助成制度等

市では工場設置に関し、助成制度を設けております。事前にご相談いただければ、市の助成制度に加え、有利な国・県の助成制度等の紹介や工場設置に必要な手続き等については、お気軽にご相談ください。

10 災害等

- (1) 本工業団地の区域の一部は、造成計画時においては河川の氾濫等による浸水想定区域に含まれていましたが、令和4年2月15日に福島県が公表した阿賀野川水系濁川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）では、全域が区域に含まれました。
- (2) 分譲地の地下には造成面から3～5m程度の層に、30cm～100cm程度の転石が相当数埋設されていることを確認しています。また、その他の埋設物がある可能性もありますが、市は、当該土地の品質の不備（産業廃棄物、地中障害物、土壌汚染等を含む。）があっても、その責を負わないものとします。

以上のことについてご理解のうえ、ご検討ください。

11 その他

電線、電柱、支柱及び支線は、東北電力株式会社及び東日本電信電話株式会社の配線計画に基づき敷設されるものとし、譲受人は原則として異議を申し立てることはできません。

12 問い合わせ先

〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

喜多方市産業部商工観光課企業立地・企業支援推進班

Tel 0241-24-5247 Fax 0241-25-7073

E-mail syoukou@city.kitakata.fukushima.jp